「生活に密着したウォーキング普及事業」実施業務 企画提案説明書

本説明書は、令和2年度に東区が実施する「生活に密着したウォーキング普及事業」実施業務を委託する事業者を選定するための公募型企画競争(プロポーザル)に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「生活に密着したウォーキング普及事業」実施業務

2 事業趣旨・目的

札幌市では健康寿命延伸を目標に掲げており、東区においては、アクションプラン 2019 の計画の中で、誰もが日常的に気軽に行うことのできる取り組みとしてウォーキングを行うこととした。

そこで、本事業ではターゲットを3つの層(子育てをしている層、子育てがひと段落して働いている層、仕事をリタイアし時間的なゆとりの有る層)(以下「子育て層、稼働層、ゆとり層」という。)に分け、各々の層に相応したウォーキングスタイルを提案し、実行することで、区民の健康意識を高め、一過性で終わらずに継続的な取り組みとして浸透していくことを目的とする。

3 業務内容 ※ 詳しくは別添仕様書のとおり

(1) 対象

主に東区民(東区に住所を有する方のほか、東区内の職場・学校に通っている 方、東区内で活動している方)

(2) 履行期間

契約締結日から令和3年(2021年)3月31日(水)まで

- (3) 内容
 - ア 3つの層(子育て層、稼働層、ゆとり層)各々の層に相応した「(仮称)運動 手帳」(以下「手帳」という。)や「(仮称)運動アプリ」(以下「アプリ」とい う。)を作成し配布する
 - イ アの手帳やアプリに、東区内のウォーキング意欲を高める立ち寄りポイント を設けるなど、夏冬関係なく一年を通して日常生活の中で気軽に取り組めるウ ォーキングの仕掛けづくりを行う
 - ウ 上記手帳保持者・立ち寄りポイントとなった商店等・町内会が一堂に会する場として、ウォーキングをテーマとした交流イベント(年1回)を実施する

4 予算規模(契約限度額)

4,869,000円(消費税及び地方消費税10%を含む。)

なお、契約については、提案内容を踏まえ、別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 本業務の参加条件

(1) 応募者の範囲

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法 人及び法人以外の団体(以下「事業者」という。)とする。

(2) 応募者の条件

応募者は次の条件をすべて満たすものとする。

- ア 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有する事業者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 企画提案方式による応募を行なう時点で、札幌市競争入札参加資格者名簿 (物品・役務)において、業種が大分類「役務(一般サービス業)」、中分類 「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であるこ と。
- エ 企画提案書類の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規 定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- オ 札幌市契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者
- カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- キ 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に よる再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。) 等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ク 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員 が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行なう活動への関与が認められる者でないこと。
- コ 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しない者
- サ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しない者
- シ 応募を行う時点において、法令に違反する恐れがないと認められる者
- ス 過去3年(平成29年4月以降)の間に、官公庁との間で研究事業の構築及び 調査業務又はそれに準ずる業務の契約実績があること。

6 企画提案への参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は以下のとおり、参加意向申出書(様式1) を提出すること。

(1) 提出期限

令和2年4月28日(火)17:00【必着】

(2) 提出方法

直接持参することとする。(受付:平日8:45~17:00)

(3) 提出先

札幌市東区保健福祉部健康・子ども課 担当 岡本 (札幌市東区北 10 条東7丁目東保健センター 2F)

(4) 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた場合、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等を書面により求めることができる。

(5) その他

提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書類の提出を認めない。

7 企画提案書類の提出

- (1) 提出書類について
 - ア 企画提案申込書(様式2)正本1部
 - イ 企画提案者概要(様式3)正本1部、副本8部、電子データ
 - ・・・・ 業務実績について、契約書の写しを添付
 - ウ 企画提案書(自由様式) 正本1部、副本8部、電子データ
 - ・・・ 添付資料等も含めて、A4 判 10 ページまでとする。

(表紙・目次はページ数に含まない。)

- エ 積算書(自由様式) 正本1部、副本8部、電子データ
- ※ 副本とは、印を押さない企画提案書等のことをいう。
- ※ 審査の公正を期すため、副本8部には、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現はしないこと。
- ※ 提出にあたっては、一式をダブルクリップで留めることとし、ステープラーは 使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- (2) 企画提案書類の提出方法・提出先・提出期限
 - ア 提出方法 持参又は郵送による
 - イ 提出先 〒065-0010 札幌市東区北 10 条東 7 丁目東保健センター 札幌市東区保健福祉部健康・子ども課 担当 岡本

- ウ 提出期限 令和2年5月8日(金)17:00【必着】
- (3) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 本要領及び仕様書に従って書類が作成されていない場合
- イ 以下 9(2)に示すヒアリングに参加しなかった場合
- ウ プロポーザル方式による公正な企画提案を妨げた場合
- エ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 90 条 (公序良俗違反)、第 93 条 (心裡留保)、第 94 条 (虚偽表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該当する提案の場合

(4) 留意事項

- ア 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- イ 提出のあった企画提案書類は返却しない。
- ウ 提出後において、企画提案書類の訂正、追加、再提出は原則認めない。
- エ 同一の事業者から複数の企画提案は認めない。
- オ 企画提案を取り下げる場合は、直ちに「取下願」(様式4)を提出すること。 また、企画提案書類の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

(5) 著作権に関する事項

- ア 企画提案の著作権は、各提案者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用 (必要な改変を含む。) することを承諾するものとする。この場合、札幌市は、 あらかじめ提案者にその旨通知する。
- ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保障するものとする。
- エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたと きは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ 委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出された企画提案書類は、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の規定により、公開する場合がある。

8 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問票(様式5)に質問の要旨を簡潔に記入し、 東区健康・子ども課宛、電子メールで送信すること

メールのタイトルは、「生活に密着したウォーキング普及事業質問票」とする。

電子メールアドレス: hi. kenko@city. sapporo. jp

(2) 質問受付期限

令和2年4月22日(水)15:00まで

(3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受けるうえで、広く周知するべきと判断されるものは、質問者の名前を伏せてホームページで公表する。

9 企画提案の選定方法について

選定方法については、公募型企画競争(プロポーザル)方式を採用し、書類及び 企画提案審査会(ヒアリング審査)により、総合的に審査する。

審査は、東区保健福祉部の職員(内部委員)及び東区市民部の職員(外部委員)からなる企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において、「11 審査基準」に基づき行なう。

応募が1者であったときは、提案書類を審査し、10(5)にある最低基準点を超える場合は、当該応募者を契約候補者とする。

<u>応募が6者を超える場合</u>、企画提案書類による事前審査(1次審査)を行い、 ヒアリング審査(最終審査)の対象者上位6位を選考する。

なお、事前審査としての書類審査は、内部委員(保健福祉部職員)による審査 とする。

(1) 書類審査

提出のあった下記の企画提案書類を審査する。

- ·企画提案申込書(様式2)
- · 企画提案者概要(様式3)
- · 企画提案書(自由様式)
- · 積算書(自由様式)
- (2) ヒアリング審査
 - ○ヒアリング時間等詳細については、参加者に個別通知する。
 - ○ヒアリング出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。
 - 〇ヒアリングは1者につき、20分(提案説明 10分、質疑応答 10分)を予定し、順次個別に行う。
 - ○説明の際、プロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。
- (3) 審査結果の通知

審査(選定)の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。

(4) 選定結果に対する疑義申立て

- ア 自らの選定結果に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から 起算して3日(土日・祝日を除く。)以内に、書面により自らの評価について、 疑義の申立てをすることができる。ただし、申立ては直接提出(持参)するも のとし、郵送や電子メールによるものは受け付けない。
- イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日から起算して5日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、書面により回答する。
- ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。
 - (ア) 提出先

札幌市東区保健福祉部健康・子ども課 担当 岡本 (札幌市東区北 10 条東7丁目東保健センター 2F)

(4) 受付時間

8:45 から 17:00 まで(土日・祝日を除く。)

- (5) 契約の相手方について
 - ア 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則認めない。
 - イ 本業務の委託は、上述の審査によって選定された1者と随意契約により行う ことを原則とする。
 - ウ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会にて次点とされた 者と交渉する場合がある。
- エ 企画提案における虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為が認められる場合には、契約の相手方としないことがある。

10 採点について

- (1) 委員1人の持ち点を200点満点とする。
- (2) 書類審査とヒアリング審査の両方を「11 審査基準」に基づき総合的に判定し採点する。
- (3) 採点の基準は、提案内容の優劣に応じて、次のように段階的に点数を付与するものとする。点数の付け方は、奇数点は付けず、偶数点で付けることとする。

特に優れている	10 点
優れている	8点
普通	6点
やや不十分	4点
不十分	2点

(4) 各委員の採点を集計し、合計点数の最も高い者を契約候補者とする。 <総合点数方式>

- (5) 最低基準点については、満点の合計の6割とし、これに満たない場合は、契約候補者としない。
- (6) 最高得点者が複数となった場合は、「11 審査基準」の項目①、⑤、⑥、⑨の合計 得点が高い企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議 により決定する。
 - (7) 提案者が1者であったとき、書類及びヒアリングの総合的な判定の結果、最低 基準点以上の場合は、契約候補者として選定する。

11 審査基準

	項目	評価の視点	配点
1	事業全体の整合性	・本事業の趣旨・目的に適合し、ウォーキング事業全体として無理なく実施できるスキーム(枠組み・体系)となっているか。 ・事業が実現可能なものであり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。	30
2	事業の経費	・各経費の積算は現実的に執行可能で、適切であるか。	10
3	執行体制	・業務執行に当たり、適切な人数・役割のスタッフを充て、業務を円滑に進められる体制か。 ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な実績があるか。	10
4	事業の固有性・独自性	・他には見られない特徴的かつ東区ならではのオリジナリティ が盛り込まれた事業内容か。	20
5	ニーズへの対応	・ウォーキングメニューが、子育て、稼働、ゆとり層のニーズに 的確に対応した内容であり、それぞれの層が参加できるような 仕掛けがあるか。 ・(仮称) 運動手帳のデザインが斬新でワクワク感があり、所持 したいと思わせるような魅力があるか。	30
6	ウォーキング立ち寄り ポイントの的確性	・東区の特色や資源・資産を活用したものとなっているか。 ・夏冬それぞれ年間を通じての取り組みが可能か。 ・各層に相応した立ち寄りポイントが多種多様に考えられ、コースマップが実際のウォーキングに適したものとなっているか。 ・区民が日常生活の中で気軽に取り組める内容となっているか。	30
7	イベントの開催	・交流イベントに自ら足を運んでみようと思わせるような魅力が有るか。・参加することにより、ウォーキングへの意欲がより一層高まるものとなっているか。	20

		合計	200
10	効果性	コミュニティづくりの促進に繋がるものとなっているか。	
		・区民同士の交流や企業・団体との繋がりが創出され、東区民の	
		容となっているか。	
40		・ウォーキングへの関心を高め、新たな参加を喚起するような内	10
		か。	
		・費用に対して妥当なあるいはそれを上回る効果が期待できる	
9	事業の検証	か。	
		・調査手法及び周知・収集方法は、効果的な内容となっている	
		とができるか。	30
		・(仮称) 運動手帳を配布後の各層に対する調査を的確に行うこ	
8	事業の連動性	・ウォーキング事業とイベント事業が連動しているか。	10

12 企画提案に係るスケジュール

(1) 企画提案募集に関する公示(市ホームページに掲載) 令和2年4月20日(月)

(2) 質問票の受付

令和2年4月20日(月)~4月22日(水)

(3) 質問票の回答

令和2年4月20日(月)~4月24日(金)

(4) 企画提案参加意向申出書の提出〆切

令和2年4月28日(火)

(5) 企画提案書類の提出〆切

令和2年5月8日(金)

企画提案書類の提出者が6者を超え7者以上の場合は、企画提案書類の事前審査(1次審査)を行う。その結果については、企画提案書類の提出者に、令和2年5月15日(金)付で通知する。6者以下の場合は、事前審査(1次審査)としての書類審査は行わないため、ヒアリングの日程及び開始時間等の通知を行う。

(6) 【6者を超えた場合】◎企画提案書類の書類審査 令和2年5月13日(水)

令和 2 年 5 月 15 日 (金)

(7) ヒアリングの実施 開始時刻については、個別に通知する。

(8) 選定事業者の発表

令和2年5月27日(水)

(9) 契約締結予定日

令和2年6月3日(水)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

13 その他留意事項

(1) 参加資格の喪失等

以下アからウまでのいずれかに該当するときは、企画提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

ア 告示で示した参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこと

となったとき

- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することと なったとき

(2) 契約等

- ア 画提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に提案された企画の内容を基本とし、委託者と受託者の協議により決定する。
- イ 新型コロナウイルスの感染拡大等が原因で止むを得ずイベントを中止するな ど、契約内容が変更となる場合は、変更に応じて支払いについて減額となるも のとする。
- ウ 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託 業務の性質上特に委託者が止むを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- エ 契約締結後、受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物に関連する 著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号))第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆 送信権等)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 の 3 (貸与権)、第 27 条 (翻訳権、翻 案権等)及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利)に規定す る権利を無償で譲渡するものとする。
- オ 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商 標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこ と。
- カ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三 者に対して行使できないものとする。
- キ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する ものではないことを保証する。
- ク 本成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたと きは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委 託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

【問合せ先】

〒065-0010 札幌市東区北 10 条東7丁目東保健センター

札幌市東区保健福祉部健康・子ども課 担当 岡本 Tm.011-711-3211 Fax011-711-3217 E メール: hi. kenko@city. sapporo.jp